

(2010 年 9 月 17 日ご講演)

第 2 章 森林・林業・木材産業の現状と課題

林野庁長官 皆川芳嗣氏

森林行政は林野庁だけが担っているということではなく、国民的なご支持がないいろいろな政策も実現できないと思っているし、また特に新政権の下で、今までの方々だけではなく幅広いさまざまな各層からのご意見も踏まえながら新しい政策を構築していくことを心がけている。そういった意味でもこういう場での議論というものは大変大事だと思っている。今日は、資料自体はあまり目新しいものはご用意していないが、現在森林・林業の再生プランと言われるものの肉付け作業をしているところであり、その中で感じているようなことも含めお話をさせていただきたい。

まず、「森林産業のこういったところが問題なのか、問題の核心は何なのかといったことを語って欲しい」というご要請もあったわけだが、私自身が感じているところを申し上げると、やはり世界の木材市場で日本の森林・林業というものが劣位に立ってきた歴史の中で、山に対する人・金・知恵の投入がおろそかにされてきたというところに大きな問題があるのだらうと、雑駁ではあるが思っている。また出口たる木材需要という観点で見ると、戦後の復興需要を経た後は、例えば公共的な建築物もなるべく木造では建てないようにしようということがずっと言われている。実はこれをひも解くと、昭和 30 年代以来、閣議決定された文章の中でも公共的な建築物は木造をやめていくのだという方針が立てられていたのである。資源状況はだんだん良くなっているが、出口の点でも、薪炭需要がなくなる、用材、建材需要もどんどん押されてくる、そういった中で資源の充実とは裏腹に木材需要はどんどん低迷していくという状況であった。先程申し上げた「山に人と金と知恵を投入していく」ということと併せて「出口である木材需要を拡大していく、資源状況に応じて拡大できるところを拡大していく」という取り組みもやらないと、山の再生ということもなかなかできないという事だと思う。そういう意味で、「山に人と金と知恵を投入し、出口を開けていく」ということを同時に、また順を追って進めなければいけないという問題意識と、大きな考え方のもとに今回の森林・林業の再生プランが作られているのではないかと思っている。

まずそういった森林の現況というところから見ると、もう皆さんご案内のように実は日本の国土面積の中での比率、7 割弱と言われる森林のカバー率というのは歴史的経過を見てもあまり大きく変わっていない（資料 1）。農地の転用ということで平地部分の土地利用は大きく変わったが、山の方はあまり変わらないで来たということだと思われる。そういった中で、1,000 万 ha からの人口林を中心に資源の蓄積が増大してきている。年間で言うと大体 1 億立米弱、

8,000 万立米から 1 億立米くらいの間で年間の成長量がある。それは、量的には日本の木材需要を満たすに足る水準の蓄積の充実ということが、毎年図られる状況にあるということである。また人工林の林齢別の状況ということが書いてあるが、最近はだんだん伐期が延びており、かなり高齢級の森林部分が増えている。齢級構成で見ても、かつてで言うと主伐適期に差しかかる林が多いということである。切り方をどういうふうにして、さらには次に向けてどういうふうに循環させていくかという辺りは非常に大きな課題である。林業家の方は日々感じておられると思うが、造林、育林のコストの部分まで含めたトータルの収支で見て、その部分で黒字化するのは相当難しいことだと思っている。今は少なくとも間伐することの収支という面で何とか黒字化できないかというのが当面の課題になっている。そういう意味ではどんどん主伐し、いわゆる大面積を切って後を植えていくということになると、直ちにはうまくいかないところがあると思っている。

資料 2 は、地球温暖化防止の森林吸収源対策ということであるが、これは京都議定書の日本の削減義務を一部森林吸収源ということで対応するという事になっているわけで、日本の場合は 1990 年対比での 6 %削減のうち 3.8%を森林吸収源で受けることになっている。これについては、新規の植栽を行ってということが日本の場合はなかなかできないので、基本的にはいわゆる保続可能な林にしていくための間伐をするということをひとつのクリアの条件にしており、これを約束期間中、平均値として 3.8%相当をやらなければいけないということで、平成 8 年からこの期間に入っている。実は今まだ 3.8%まで届いていないのだが、徐々に適用林を増やしていくことによって、平均概念で 3.8%をクリアする格好になるということである。これを面積で換算すると、平成 19 年以降の数字で大体年平均 55 万ヘクタールの間伐をしなければいけない。このクリアは必須の課題である。私はこの体系になった時に林野庁の次長をしており、実はお金がどうしても足らなかった。いわゆる林野庁の当初予算だけではカバーできないところをいろいろやり繰りし、これまでは補正予算等での対応で一応初期の水準のものを果たしてきた。日本の間伐の面積の状況は、京都議定書の国際的なモニターということで、他国の人間が見に来ており、大丈夫かということを相互監視している。そのためにも面積は必須でこなしてきているわけだが、内容面で見ると、要は面積 55 万 ha をやるために、やれるところをとにかく鉦や太鼓でやってきたというところであり、その結果面積はこなせているけれども、いわゆる切り捨て間伐といったようなものを中心になってしまい、極めて散発的な、要するに了解が取れるところをパラパラとやってきたというところもある。やり易いところをやったと言ういろいろな意見もあるわけだが、そういうところがどうしても弊害として出ているという気がしている。

また、森林・林業再生プランの人材の検討の中でも言われているが、そういった面積をこなしていく事をやや重視してきた中で何とかやっていただくため、補助の体系等も少し透明性が低いのではないかという議論もあったし、それを受けて行う方々としては、例えば森林組合とい

う存在は森林所有者の施業をなるべく集約化することを行うべきところなのに、実際には仕事量をこなすことに追われていたのではないかといったようなご批判も出ている。今回はその辺りを大幅に見直さなければいけないということになっている。

それから今回新しい予算として直接支払い制度の内容を変えて提出しているが、これについては今回も予算の要求基準のままでは56万ha(来年ベース)の実行にはとても及ばないので、要望枠と言われるコンテスト予算に555億円を切り出して要求している格好になっている。実はこれからコンテストに出なければいけないのだが、コンテストで勝ち抜くためにもさまざまな見地からご支援いただけると大変ありがたいと思っている。これができないと温暖化交渉上、次期交渉期間において極めて重大なマイナスが生じることになり、この部分でショートすればそれが割増で次の目標に上乘せされたり、さらには契約国としてのさまざまなマイナスが出てくるということになるわけである。

次に資料3であるが、日本の森林・林業がなぜこういう形に置かれているのかというのは、木材需要の競争に敗れ、世界の競争にも敗れ、また国内的に言うとも山に人も金も知恵も入らない状況が続いてきたからだと申し上げたが、その一番端的な表れは林内の路網密度が極めて低位に留まっているということである。ここはいろいろ捉え方がある。例えば日本の場合は全森林面積で割っており、極めて急峻な奥地、天然林という所の面積も入っているので、人工林だけで見ると実態ではもう少し違った状況なのではないかと思っている。そういう意味でもう少し高い水準ではないかと思うが、同じような対象林分で比べても路網密度が100メートル/haを越える、作業道も入れて百何十メートルくらいないと、いろいろな配置を見ても車両系で搬出できない。そういう意味ではここをテコ入れしないと、要は山にアクセスできないわけである。先般の公開ヒアリングの場で「宝の山なんてどこにあるのか」というご指摘もあったが、アクセスできないということであればそれは当然宝にはなっていないので、おっしゃる通りだと思う。そういう意味でここを努力するということは何よりも肝要なのだろうと思っている。実はドイツもオーストリアも元々自然的にこれだけの道があったわけではなく、これを拡充してきた時期がある。これは学問の世界で勉強されている方にお任せしたいところだが、やはり戦後の一時期にかなり努力をされてこういった路網密度を形成したということだろう。またそれと相まって、ドイツではその間森林蓄積が非常に増え、それが今ヘクタール当たりの出材量で日本とは5倍の差があるということが言われている。そういった採算が合う形ができているということである。日本も蓄積が増えてきているので、道を入れることによって画期的な効果が出るだろうと思っている。

それから高性能林業機械というのが最近かなり増えているが、実は高性能林業機械だけではダメである。これは農業についても言えるが、農業も中型機械体系になった。例えば田植え機にしても8条植えになり、場合によっては田植えをしなくても良いというレベルまで上がってきている。一方、さらには中型・大型コンバインを入れてということによってどの地域の効率

が上がったかと言うと、北海道はそういった体系になっているが本州はなっていない。それは何かと言えば、まさにソフトの権利調整ができた作業単位としてのまとまりがないということで、高性能機械の効率アップが結実していないところにも大きな問題があるのではないかと。今日本の高性能林業機械の中に、高性能と言われる能力を十全に発揮しているものが何台あるのかというところに大きな問題があるのだろうと思っている。そのためには集約化と言われる作業をどうやるかというところがないと、まさに宝の持ち腐れになると思っている。素材生産量の中でもそれなりの比率にはなっているが、まだ十全な能力を発揮するには至っていないのではないかと。それから路網整備の将来イメージのところに出てくるのだが、今回の予算の中で大幅な見直しを行い、いわゆる林道と言われる旧林道規定、既設の林道については、我々の予算の中で切り出している交付金を、県や市町村独自の考え方で使っていただくことにした。我々は林業専用道ということにして規格も少し落とし、林内走行のスピードが上がらなくても 10 トントラックが入れる、かつ壊れにくい道といったようなことを中心に整備していくということで、メートル単価を旧来よりも下げ、なるべく延長を伸ばしていきたいという方向に舵を切っているところである。

資料4の森林管理・環境保全直接支払い制度については、これを要望枠と言われる枠の中に切り出した。今までの散発的な間伐実行では、言ってみれば山に地下足袋を履いて入って行ってチェーンソー1本で切り倒してきても良いわけであり、そこで何とか面積を稼いできたわけであるが、それが将来に向けて材を出してくることにつながるかという、材を出してくるためにはどうしてもそこに道がなければいけない。さらには、道に高性能林業機械を呼び込んでくるということになれば、高性能林業機械の最低稼働単位、少なくとも効率が上がる単位で集約化していかなければいけない。まずある程度の単位で集約化計画を作っていただき、道も入れ、さらに大事なのが搬出を旨とした間伐をしていただく。「旨として」という言い方なのだが、これは山で切った木を全部持ち出そうというところまでやろうとしても、急傾斜のところまで全部搬出できるか、また枝小木みたいなレベルの木まで全部搬出してくるのは林業の作業実態に合わないだろうということで、要は全く搬出をしないという形の計画は施策の対象にしないという言い方をしている。面的まとまりを持った形で森林作業道も入れながら切り、搬出をするということになると、どういった面積をやるにしても切り捨て的な間伐に比べれば単価が上がらざるを得ないわけであるが、将来に向けて、最初に単価が少し上がってでもこういった道作りを同時にしていただきながらということをお願いしていきたいと思っている。

あとは補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式ということで、低位な効率の方に合わせるのではなく、なるべく効率を上げていく形に誘導していくことができないかと思っている。また今の造林補助金というのは県、地域ごとによく見えにくいところがあったので、国に作業種ごとの工程、標準的な工程を決めさせてもらい、極力透明な形での単価設定をしていただきたいと思う。またこれは集約化ということが前提になるので、集約化に向けた境界の明確

化や集約化計画の作成といったソフト事業も同時にやる。そして引き受けてくれた方に焦点に当てて直接お金を支払うという形の助成策に抜本的に改正したということである。この辺りは県の方々から、いろいろな利害得失があるから今までのやり方で良いじゃないかとか、森林所有者の同意を取り付けるのが大変だとか後ろ向きの意見が大変多く出ているが、ここを乗り越えないと 10 年先につながらないということで何とか説明しているところである。詳細については、今再生プランの各検討グループでもいろいろと詰めているところである。

資料 5 は木材需給の現状についてであるが、これは先程お話したように元々は木材需要量が 1 億立米くらいあったところが、特に平成 21 年は大幅な減少になったということである。大分県の日田の辺りでも需要がぎゅっと止まったので価格が下がり大変な状況になったのかと思うが、近々の状況とすればそこからは少し回復を見ているのではないかと思う。

ただ円高の傾向などまだ注視が必要な状況だとは思っている。諸外国との間では、丸太の輸入量も製材品の輸入量も徐々に減っているわけである。そういう意味で例えば違法伐採木材を輸入しないという活動や、各資源国が自国資源を大事にするということで、例えばロシアなども輸出税を掛けるといった状況があるので、将来的に日本のマーケットが画然と 1 億何千万立米を使うようなマーケットにはならないかもしれないが、日本の木材需要というパイをもう少し広げながら、もうひとつ先の姿として、例えば韓国、中国といった所への日本の木材輸出ということも正面から考えていかなければいけないのではないかと思っている。ポテンシャルとしては、東アジアの中でも中国は非常に造林面積が多いと言われているが、森林蓄積が画然と増えているという感じもしないので、木材需要の増加という中に日本市場からのものも受け入れてもらえる可能性は十分にあるのではないかと思っている。

国産材価格の月次データ（資料 6）を見ると、各地域での下降的な状況があったわけだが、特に九州の落ち込みが大きかった状況が見て取れた。その後それなりの水準までの回復には至っているということかと思っている。杉、檜共にそうである。

資料 7 は、公共建築物の木材利用促進についてであるが、これに関する法律ができ、少なくとも低層の公共建築物は原則木造になるということである。林野庁長官に就任した時には、国土交通省の営繕部というところに今まではあまりご挨拶に行かなかったのだが、私は営繕部長さんや営繕部の審議官にもご挨拶に行ってきた。それから文部科学省の学校施設を建てている部局があるのだが、そこにもご挨拶に行った。今回の公共建築物の法案というのは国土交通省と農林水産省合体で作ったので、そういった意味では今までよりもその辺りの連携を強められる状況になっているのではないかと思っている。公共建築物だけだと木材需要の大きさとしてはそれほど、何百万立米ということではないのだが、それでも数十万立米のオーダーで明確な増加が見込めると思っているし、またそういったモデル的な、例えば学校が木造で建つというようなことが各地域に広まって行けば、民需の世界でもさらなる広がりを持っていただけるのではないかと、またそういうふうにつなげていかなければいけないと思っているところである。

またその中に木造技術基準の整備ということもあり、官庁営繕の技術基準の整備もしているが、こういうふうに建てるのだということが技術として明確になっていけば、地方公共団体もそれに準じてやっていただけるのではないかと考えている。国民の木質系住宅に対する思いはかなり強いわけで、こういったものが突破口になって民需に広がっていったらいいし、また内装需要に対応していくことも非常に重要だと思う。また部材の開発に関しては、日本は国産材の場合どうしても米松などに比べての強度の問題が言われているが、杉材の特質からすると軽いということは荷重がかからない建物ができるということでもあるので、耐震性能等で考えればそれが必ずしも劣位に留まる必要はないわけで、そういった部材などの規格の問題の改善もとても重要だろう。海外品に比べて使いにくいということでは現実に民需として動いていかないので、その辺りの改革というのも待ったなしだろう。規制改革会議等には林業家の方々にもお入りいただいて、そういった声を上げていただいているということである。

資料8であるが、いわゆる需要の最終局面で言うところと製材品になった時というのが一番良いわけだが、製材品にならないものでもカスケード的な利用ができていくようにしなければならない。最終的にそれは燃料というものでも良いわけで、そういったマテリアル利用があり、その先にはエネルギー利用ということも含めて需要の開拓をしていこうということで、実は来年度に向けて経済産業省と石炭火力発電所で、いわゆる木質系の混焼をしていただいている。来週見に行つてみようと思っているが、こちらの方もポテンシャルとしては非常に大きいものがあるのではないかと考えている。現実に林地に今残っているものを搬出できるかどうかは経済性との見計らいだと思うが、その辺りをぜひ進めていきたい。

森林・林業再生プラン（資料9）については、これは復習的になるが、中間とりまとめで、当面は来年度の予算に反映できるものは反映してということになっているので、今はそれを反映した予算を要求させていただいている。さらに制度的な面も含めいろいろな課題を詰めた上で11月を目途にこの森林・林業再生プランの実行案の最終とりまとめを予定しているところである。そこにいろいろと路網、集約化、安定的な木材供給、フォレスター、セイフティネットということをお書きしている。「山に人も金も…」とあるが、ここでお金というのは、路網等の投資をしなければいけないという事であり、さらには集約化に向けてのお金がいるということであるし、また人ということでは緑の雇用だけでなく、例えば路網の作設のオペレータの方々、また森林の施業プランナーと言われる集約化計画の具体的な作り手、さらにはその方々をもう少し高い立場から支援していただくフォレスターといったような方々がここでいう人であり、知恵として働いていただくということだと思っている。

それから出口としては安定的な木材供給ということで、川中、川下の部分の効率化も大きな課題だろうと思っている。そういったことが可能となれば10年後でドイツ並みの林内路網密度を視野に入れて、人工林の3分の2程度について100メートル/haくらいを目安に入れていくことを確保したい。施業の集約化という観点では、来年度に向けて今は森林の施業計画と

いうものがあるわけだが、それをもう少し団地的な集約化ということを旨とした経営計画制度に変えていく。またその過程で、例えば路網を入れていく時に、不在村の所有者がいて分からないので道が入らないといった場合にどうするかについては、例えばある程度公示をさせていただき、それでも現れない時には場合によっては道を入れてしまう、という事も考えなければならない。ただ、道を入れて施業をすることに伴ってもし収益が上がっていればそれを供託させていただき、後で判明した時にはそこから収益を取ってもらうといった制度ができないかとか、あとは造林未栽地の問題や施業の面でどうしても十分にできていない所をどうテコ入れるかといったような点で、森林の経営計画制度と併せて森林法体系の一定の見直しというものも検討を進めているところである。

それから、県の林業公社の問題や国有林の問題というものもある。今日は林業公社や国有林そのものということでの話はしないが、私共とすれば山に今まで以上に道が入っていく、また集約施業をしていくことになればその一翼を林業公社にも国有林にも担っていただかなければいけないと思っている。日本の山というのは、山奥は国有林でその手前が林業公社、もう少し下が民有林というふうに綺麗には分かれていないわけで、極めて小団地のものが介在している。そういうことになれば集約化計画は共同施業団地という観点で考えて、場合によれば林業公社林も国有林も統一的に立てた方が良いケースがある。

私も先日兵庫県でその部分を見てきたが、1本の道を入れるのも、それがどれだけの人のところを通るのかというと、奥地の山では公社有林、市有林、民有林、その奥に国有林があるというようにモザイク上に所有形態が分かれている。今の林業公社の収益が上がらない、効率が上がらないということは道が十分に入っていないことがひとつの原因であるから、そういった面では共同施業団地ということでやっていただき、森林・林業再生プランというものを一緒に担ってもらえれば、今の林業公社の不況や、国有林のいろいろな意味での不況というものを結果として大きく改善する可能性があるのではないかと考えている。

そういう意味でも民、国、さらには公社有林等々も一体となって、地域全体で見た時に合理的な道を入れ、また施業もなるべく集約化する。どちらがやるということではなく、場合によっては一緒にやってもらってアロケーションすれば良いわけだから、そういったことを少しずつでも進めていきたい。実は今林野庁では各県と森林整備に関する協定をどんどん進めている。林業公社有林や国有林との連携による共同施業を具体的に進めることによって、今までとは違った所に何とかたどり着けないだろうかと考えている。過去の既応の借金の処理うんぬんがいつも話題になっているが、それはそれとして、先に向けての構造改革というものが一緒に進められることが一番大事なのではないかと考えている。

再生プラン検討の過程で私が今感じていることを含め、もう少し詰めを早くしなければいけないという点について少し述べさせていただくと、ひとつには経営計画と言われるものをどの程度の単位で作っていただくのか、という事である。またそういった場合に面的、属地的に考

える場合と、経営として、例えば大規模林業家の方だと属地的には分散しているけれども経営全体としてはひとつひとつの観点でやっておられるようなケースがあるので、そういった属人と属人的な計画の分野調整をどういう形にするのかという辺りが大きな詰めとして大事なのではないかと考えている。それからフォレスターと呼ばれるものは、ドイツの州政府職員の方が担っている機能であり、この方々は木材の流通、また森林の施業についても詳しい非常に権威のある方の方である。日本の場合にはそういった機能がどういう形で受けられるのか。どうしてフォレスターの話が出てきたかと言うと、実は今の森林法の体系からすると、森林整備計画という一番市町村の最前線にある計画が市町村の事務としてあるわけだが、ここについてやもすると地域の森林をどう持っていくか、また資源状況や、どこに木材の供給先があるのかといった観点、例えば岡山のあの辺には集積材工場もあり合板工場もあり製材工場もありといった、出口との関係でどういう計画が立てられるかという観点があまり入っていない。

また知恵という面で言うと、必ずしも十分に実行計画として成り立っていないところがあるわけである。市町村の職員の方々というのは、普通の市町村であれば数年経つと税務課から産業課や農林課に来て、計画を立てたらまたどこかに異動するというようなことになっているのが常なので、そういった状況では計画の履行という観点からもなかなか難しい。それをもう少し長期の観点で、また高いレベルからアドバイスするという方がどうしても必要だろうということでフォレスターという事になっているのだと思う。そういった方をどこに置くか、またどういう資格を与えるのかという辺りも大きなポイントだと思っている。

森林組合の改革ということも大きな点で、冒頭でも申し上げたが、森林組合は所有者のために森林資源の保続、培養、利用という観点で利害調整も図りながら地域をまとめていただく存在であるわけだが、そういった第一の業務がなおざりになっているケースもなきにしもあらずである。施業については国有林も今は直営をやっていないので外注しているのだが、その外注の受け先となっているケースが結構ある。そういった中で本来業務がやや置いていかれていないかという問題意識を持ち、今回は、やはり第一の業務をしっかりとやっていただかない限りは員外利用の制限も検討するといった方向になっている。その辺りの具体像をどう設定していくのかというのも大きな課題になっている。

今回の場合はいろいろ幅広い観点で検討委員会が設置されており、中間とりまとめで更なる具体像を付加した形の最後のドラフティングをしていくことになると思っている。その後は平成 23 年度予算の実行、さらには制度改正があるのでその制度の改革、そして新制度に基づく計画作りといったことを順次進めていく。その中で、原点というものを忘れずにしっかりと進行管理をしなければいけないという意味では、明確に工程的な管理ということをしていかないと、計画は作ったけれども・・・ということになりかねない。そこをしっかりと実行管理できるような工程表というものが併せて必要になってくるだろう。いつまでにはこういうことをしなければいけないということを明確に謳い、執行管理をしていくということだろう。10 年後木材

需給率 50%というのは結果の数字なので、それよりは資源状況に応じて 4,000 万立米から 5,000 万立米の国産木材需要を何とか確保できないかというところに重点があるのだろう。縮小均衡した中での 50%ということでは決してハッピーではないので、木材需要全体も他の資材の中で極力天井を上げていかなければいけないだろうと思っている。50%という数字自体にこだわらず、4,000 万立米を超える国産木材需要を何とか作っていきたいと思っている。

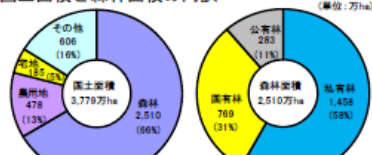
資料1

1 森林・林業・木材産業の現状と課題

(1) 森林の現状

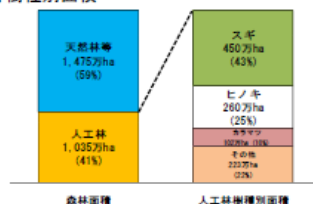
- 我が国の森林の約4割が人為的に造林等を行った人工林。樹種別に見ると、人工林1,035万haのうち、スギが43%と最も多く、次いでヒノキが25%。
- 森林の蓄積は、人工林を中心に毎年増加し、総蓄積は約44億m³。
- 人工林の齢級構成は、9齢級(45年生)以下のものが6割以上を占め、保育、間伐等の手入れが必要な状況であるが、今後利用可能となるものが増加。

■ 国土面積と森林面積の内訳



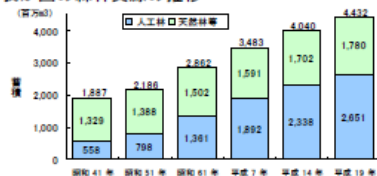
資料: 国土交通省「平成19年度 土地の動向に関する年次報告」、林野庁業務資料
注: 国土面積は平成17年10月1日現在、森林面積は平成19年3月31日現在である。

■ 人工林樹種別面積



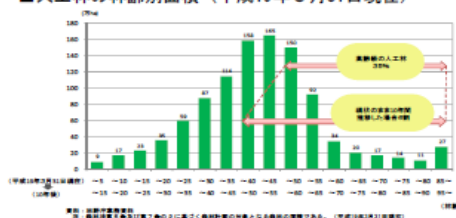
資料: 林野庁業務資料(平成19年3月31日現在)

■ 我が国の森林資源の推移



資料: 林野庁業務資料
注1: 各年度の3月31日現在の数値である。
注2: 四捨五入の関係で、総数と内訳の計は必ずしも一致しない。

■ 人工林の林齢別面積 (平成19年3月31日現在)



資料2

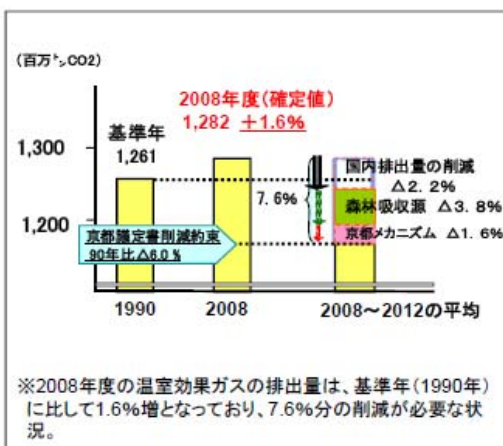
(2) 地球温暖化防止森林吸収源対策の取組

- 京都議定書で森林吸収源の対象と認められる森林は、1990年以降に人為活動が行われた森林で、「新規植林」、「再植林」、「森林経営」によるもののみ。新たな森林造成の可能性が限られている我が国においては、「森林経営」による吸収量が大半を占める。
- 京都議定書第一約束期間の森林吸収目標(1,300万炭素トン)の達成のためには、平成19年度以降6年間にわたり、毎年55万ha(計330万ha)の間伐が必要。平成20(2008)年度は55万haの間伐を実施。

■ 京都議定書で森林吸収源の算入対象となる森林



■ 我が国の温室効果ガス排出量の推移及び見通し

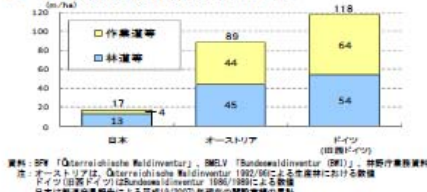


資料3

(3) 林業生産基盤の整備

- 我が国の林内路網密度は諸外国と比べて低位。
- 利用間伐を進めるためには、路網を効果的に整備するなど、大規模・安定的な供給構造を構築する必要。
- 高性能林業機械等の導入による伐採搬出コストの削減、省力施業技術の確立等による林業経営コストの削減が課題。

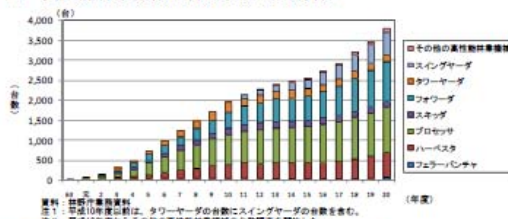
■ 林内路網密度の諸外国との比較



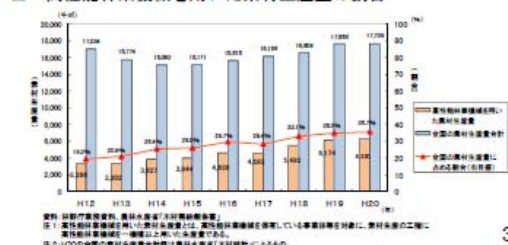
■ 路網整備等の将来イメージ



■ 高性能林業機械の普及状況 (民有林)



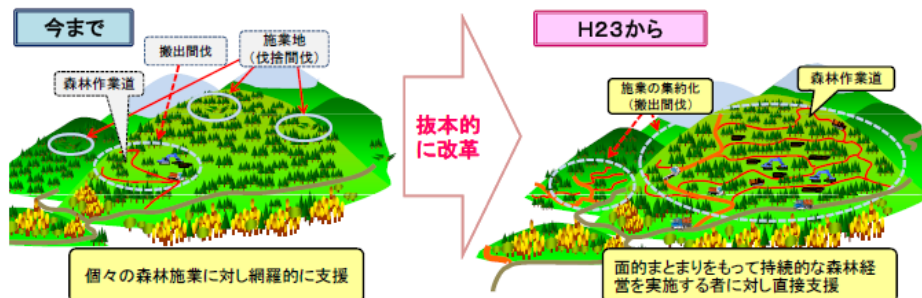
■ 高性能林業機械を用いた素材生産量の割合



3

資料4

(参考) 森林管理・環境保全直接支払制度 (仮称) の創設について



抜本改革の具体的方向

～意欲と実行力のある者に直接支援～

- ポイント① 集約化し計画的な施業を行う者を支援
- ポイント② 間伐等への支援はゼロベースで見直し、搬出間伐への支援に限定
- ポイント③ 補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式の徹底
- ポイント④ 国が作業種ごとの標準工程を定め単価を透明化
- ポイント⑤ 集約化に必要な境界明確化等の活動を支援する事業と連携

4

資料5

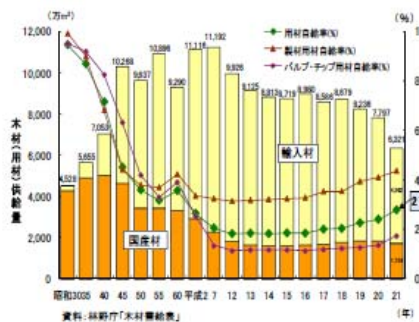
(4) 木材需給の現状

- 我が国の木材需要量は、平成元年以降、1億1千万㎡の水準で推移していたが、14年以降は9千万㎡を下回る状況にあった。21年は63百万㎡となり、前年に比べ18.9%減少。
- 供給内訳をみると、国産材は平成15年から増加に転じていたが、21年は7年ぶりに減少し、約18百万㎡。
一方、輸入材は約46百万㎡(対前年比13百万㎡減)で、国産材の減少量(1.1百万㎡)を上回る減少となったことから、21年の木材自給率(丸太換算)は27.8%となり、前年に比べ3.8ポイント上昇。
- 特に北洋材丸太については、ロシアの輸出関税引き上げにより、輸入量が大きく減少。

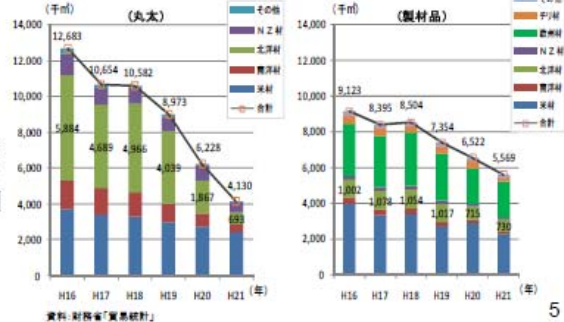
■ 国産材及び外材(用材)の供給状況(H21)



■ 木材(用材)の供給量の推移



■ 丸太・製材品の輸入量の推移



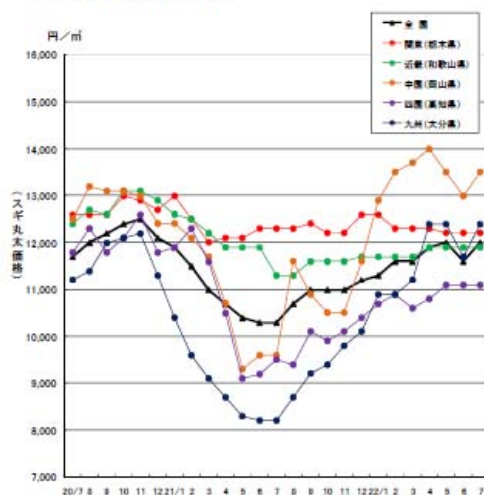
5

資料6

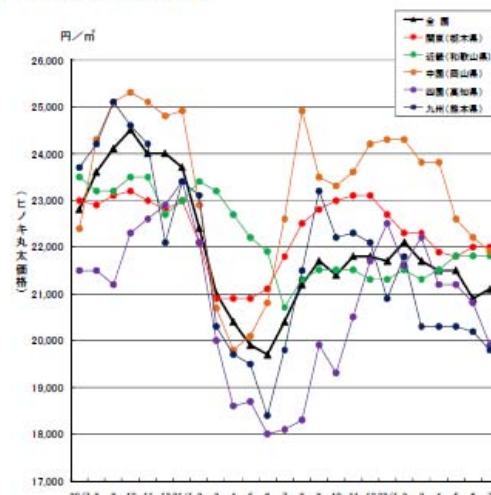
(5) 地域別の国産材価格の推移

- 木材価格は平成20年11月以降大幅に下落、平成21年6月に底を打ち、回復基調。
- 本年7月時点では、全国平均で前年同期比110%程度まで値戻しが進んだ。

■ スギ丸太価格の推移



■ ヒノキ丸太価格の推移



6

資料7

(6) 公共建築物等における木材の利用の促進

- 公共建築物等の木造化率は、床面積ベースで7.5%と低位。
- 第174回国会(常会)において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立。
- 国、地方公共団体が率先して木材を活用していくことにより、多数の市民に木材の良さを理解してもらうことを期待。

■ 公共建築物等の木造化の現状

(単位: %)

		H7年度	H12年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
公共建築物等	棟数	23.5	22.8	24.7	24.6	26.6	25.9
	床面積	5.1	5.3	6.9	6.7	7.2	7.5
全ての建築物の合計	棟数	66.7	68.2	69.7	69.7	71.1	71.2
	床面積	36.7	36.1	34.1	34.1	35.8	36.1

資料: 国土交通省「建築統計年報」をもとに作成
注: 1) 調査年度において竣工した建築物における木造化率である。
2) 公共建築物等は、国又は地方公共団体が整備する建築物及びそれに準ずる公共性の高い建築物(民間が整備する学校、社会福祉施設など)として整理。

■ 公共建築物等での木材利用事例



茂木中学校(栃木県)

美神・米福台集居住宅(山口県)

■ 公共建築物等における木材利用の促進スキーム

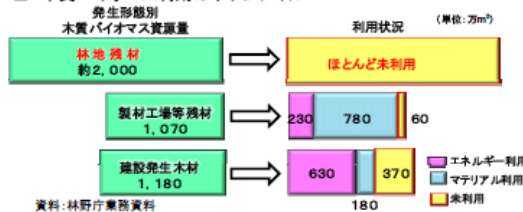


資料8

(7) 未利用木質資源の燃料・製紙原料等総合的利用の推進

- 間伐材を含む林地残材を中心として、木質バイオマス資源発生量の半分以上が利用されていない状況。
- 間伐材等の木質バイオマスとしての利用を促進することは、マテリアル利用、エネルギー利用のいずれにおいても、CO₂削減や山村の経済活性化に貢献。
- 石炭火力発電所における間伐材混合利用の実証事業や、未利用木質資源の安定供給体制の整備、燃料等木質バイオマス利用の研究・技術開発・普及、また、製紙原料利用などの取組を総合的に推進。

■ 木質バイオマス利用のポテンシャル

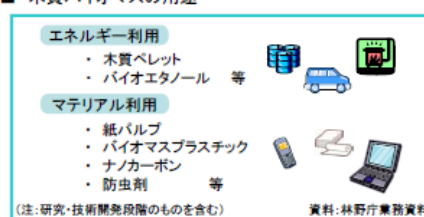


資料: 林野庁業務資料

■ 木質バイオマスの燃料利用の促進



■ 木質バイオマスの用途



(注: 研究・技術開発段階のものを含む)

資料: 林野庁業務資料

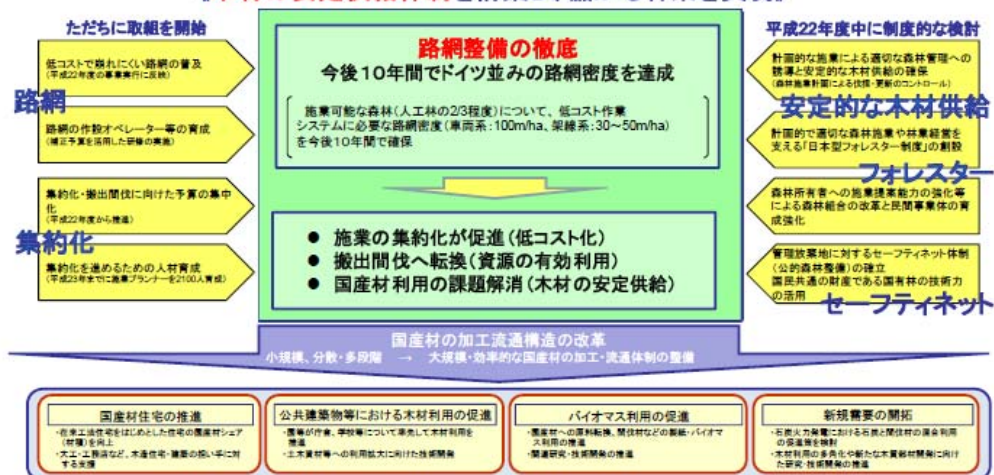
■ 石炭と間伐材との混合利用の実証実験を予定している石炭火力発電所



2 森林・林業再生プラン（平成21年12月25日公表）の推進

- 強い林業の再生に向け、**路網整備**や**人材育成**など集中的に整備し、今後、10年以内に外材に打ち勝つ国内林業の基盤を確立
- 山元へ利益を還元するシステムを構築し、やる気のある**森林所有者・林家事業者**を育成するとともに、林業・木材産業を地域産業として再生
- 木材の安定供給体制を構築し、**需要を外材から取り返して**、強い木材産業を確立
- **低炭素社会**づくりに向け、我が国の社会構造を「**コンクリート社会から木の社会**」に転換

《木材の安定供給体制を構築し、儲かる林業を実現》



～ コンクリート社会から木の社会へ 木材自給率50% 低炭素社会の実現 ～